

緊急事態宣言の延長に伴う本市の対応について

川崎市新型コロナウイルス感染症対策本部長

令和3年2月2日、政府による緊急事態宣言が3月7日まで延長され、特措法に基づき緊急事態措置に係る神奈川県実施方針についても同様に延長となりました。

これに伴い、本市においても、新型コロナウイルスの感染拡大防止策の推進を継続し、同時に市民生活を支える行政として、必要不可欠な業務を安定的に実施するため、本市行政運営方針を3月7日（日）まで延長することとします。

なお、政府および神奈川県により、延長期間の見直しが行われた際には、改めて本市としての対応を検討することとします。